

第1章
はじめに

第2章
都市づくりの課題

第3章
都市づくりの目標

第4章
都市づくりの基本計画

第5章
地域別構想

用語集

第1章

はじめに

第1章 はじめに

米原市都市計画マスタープランは、米原市の都市計画に関する基本的な方針を示すものである。本章では、これまでの計画を改定する趣旨や計画の位置付け等の基本的な事項について記載する。

1. 改定の趣旨

米原市（以下「本市」という。）は、近畿・東海・北陸を結ぶ交通の要衝にあり、古くから中山道、北国街道、北国脇往還等を使って人とモノと情報が活発に行き来した地域である。現在でも、東海道新幹線、東海道本線、北陸本線、近江鉄道本線という鉄道網があり、県下で唯一の新幹線停車駅がある。また、名神高速道路・北陸自動車道の米原ジャンクションと米原インターチェンジを有し、国道8号、国道8号米原バイパス、国道21号、国道365号が通過している。このように、広域交通ネットワークが集積する本市は、近畿・東海・北陸を結ぶ結節点として発展してきた。

本市では、計画的な都市づくりに向けて、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「米原市都市計画マスタープラン」という。）を平成28年12月に策定した。

「ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市」を将来像として、一体的な都市づくりを進めてきたが、合併後の平成22年国勢調査以降、人口が減少に転じ、平成28年以降も、本市の人口は減少を続け、令和2年の国勢調査では、37,225人となった。この数値は、米原市総合計画で設定した目標人口や人口ビジョン等の推計シミュレーションよりも減少幅が大きくなっている。

平成28年12月には、滋賀県が、周辺地域のまとまりや特性を踏まえて都市計画区域の再編と、これを踏まえた都市計画法第6条の2に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）の見直しを行った。市街化区域拡大による都市拠点の整備やまとまりある拠点による持続可能な都市構造の形成を進め、それらの拠点を公共交通ネットワークでつなぐ、快適な定住環境の構築による人口減少の抑制が求められる。

このように、本市を取り巻く情勢が大きく変化していることから、現計画の見直しを行い、滋賀県東北部圏域の一翼を担う都市として、広域的な役割や存在価値を見だし、高めていくとともに、現状を踏まえた、これからの都市づくりに向けた将来ビジョンを定める必要がある。

以上のことから、情勢の変化に対応した新たな都市づくりの方向性を定めるため、米原市都市計画マスタープランを改定する。

2. 計画の位置付けと役割

2-1. 本計画の位置付け

本計画は、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものである。また、滋賀県がおおむね20年後を見据えた都市計画の基本的な方針や広域的な方向性を示した滋賀県都市計画基本方針と都市計画区域マスタープラン、本市が策定する米原市総合計画と米原市国土利用計画を上位計画としつつ、各種の関連計画と整合を図ることとする。

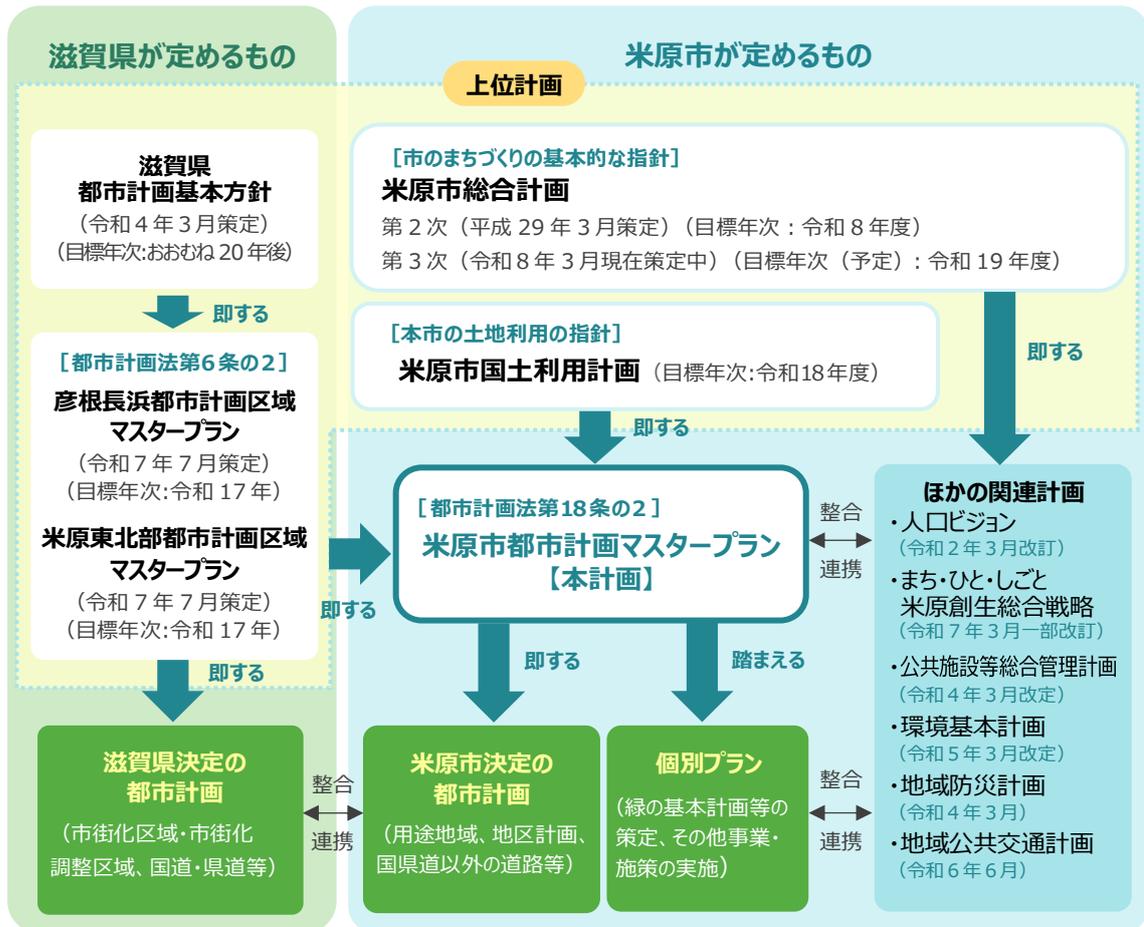


図 1-1 本計画の位置付け

2-2. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの一般的な役割は、以下のとおりである。

① 具体性ある都市づくりの目標、基本方向を確立する

実現すべき具体的な都市の目標、基本方向を示し、行政のみならず、市民や地域が共有する都市づくりの目標を設定する。

② 本市として考える都市計画の方針を打ち出す

都市づくりの目標、基本方向を実現する手法の一つとして、本市として考える都市計画に関する基本的な方針を示す。

③ 都市づくりに対する市民の意見を反映するとともに理解を深める

市民とともに地区の課題や方向性について対話と協働による取組を推進することにより、具体的な都市計画の実現が円滑に進むことが期待できる。

3. 計画改定に向けた主な取組

本計画の改定に向けて、行政のみならず市民の意見を反映するため、下記の取組を行った。

改定に向けた主な取組

令和6年度

庁内検討部会の開催

庁内の関係各課から、本計画に対する意見を収集した。

第1回目：令和6年10月30日（水）

改定の論点について幅広く意見を収集することを目的として開催した。

第2回目：令和7年2月25日（火）

より深掘りした意見を聴取することを目的としてグループワーク形式で開催した。

第3回目：令和7年8月26日（火）

改定の論点に対する内容、基本計画および地域別構想について意見交換を開催した。



庁内検討部会

市民向けアンケート調査

市民向けアンケート調査を実施した。

調査区域 本市全域

調査対象 市内に住所を有する18歳以上の1,000人（うち363人から回答を得た。）

抽出方法 調査時点の住民基本台帳から無作為抽出

調査方法 郵送

回答期間 令和7年1月15日（水）から
令和7年1月31日（金）まで



市民向けアンケート

令和7年度

都市づくり地域ワークショップの開催

定性的な課題について把握するため、都市づくり地域ワークショップを開催し、幅広く意見を収集した。

開催日 令和7年5月10日（土）

場所 市民交流プラザ（ルッチプラザ）健康ルーム

参加者 一般応募市民（本市ホームページにて参加者を募集）6人、
伊吹高校生4人



都市づくり地域ワークショップ

第1章 はじめに

第2章 都市づくりの課題

第3章 都市づくりの目標

第4章 都市づくりの基本計画

第5章 地域別構想

用語集

市民向けアンケート調査や都市づくり地域ワークショップから市民意見をまとめた。

市民意見

土地利用	 <p>高齢者や若い人達、子ども達が住み続けたいと思えるようなまちづくりが重要だと思う。</p>
	 <p>雇用を創出して若者の流出を防止してほしい。</p>
市街地整備	 <p>駅周辺に人が集まることのできる施設がほしい。</p>
道路・交通	 <p>バス停や駅までが遠く、移動に不便を感じる。</p>
環境・景観	 <p>自然や水、宿場町の景観など、自然や文化が魅力と思う。</p>
公園・緑地	 <p>大人も子どもも楽しめる憩いの場となる公園がほしい。</p>
安心・安全	 <p>土砂災害等の自然災害に対して不安を感じる。</p>
医療	 <p>医療機関を充実してほしい。</p>

4. 計画の目標年次と対象区域

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであり、中長期的な見通しをもって定める必要がある。そのため、都市計画の基本的な方針である本計画は、策定年次の令和8年を基準年として、おおむね10年後の令和18年を目標年次とする。

目標年次は、おおむね10年後の令和18年とする。

また、本計画の対象区域は、市全域を一体的に捉えた都市づくりを推進していくために、都市計画区域である彦根長浜都市計画区域と米原東北部都市計画区域のほか、都市計画区域外も含む本市全域（250.39 km²）を対象とする。

対象区域は、市全域とする。

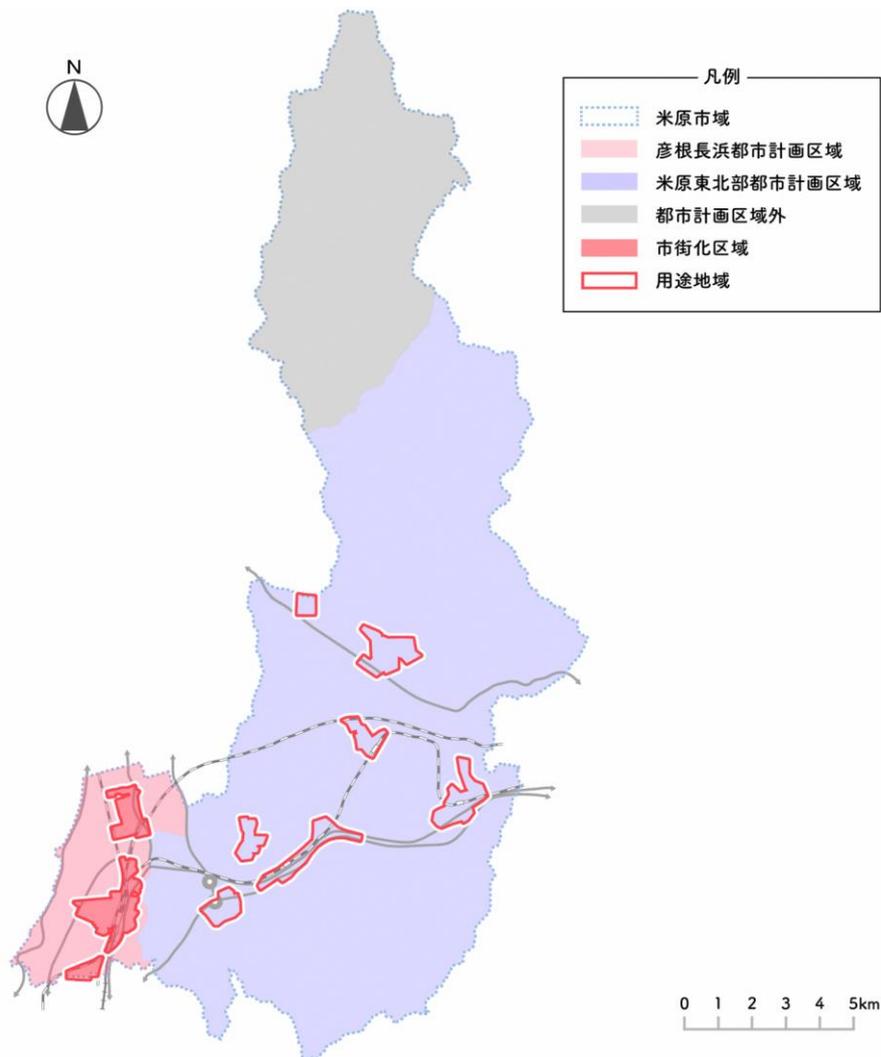
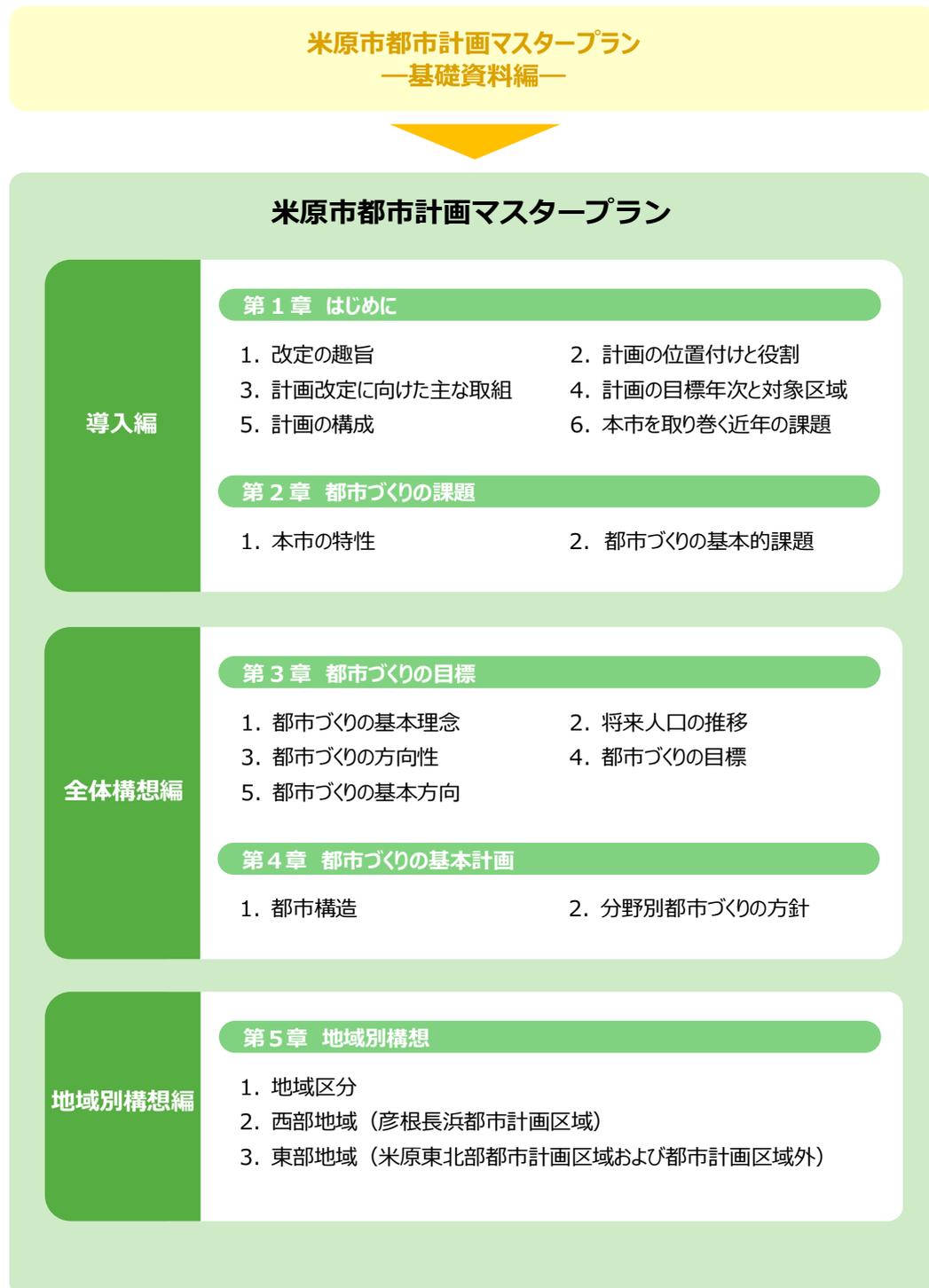


図 1-2 対象区域図

5. 計画の構成

本計画は、都市づくりの基本理念や目標、都市計画の基本的方針を定める「全体構想」と、全体構想を踏まえ地域特性を生かした都市づくりの方針を定める「地域別構想」で構成する。

また、本計画の策定に当たっては、本市の現状・特性をまとめ、都市づくりの課題を抽出するための基礎資料編を整理している。



6. 本市を取り巻く近年の課題

近年、都市を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少や少子高齢化の進行、異常気象等による自然災害の頻発・激甚化、事業所等の国内回帰の動き、脱炭素社会への対応が求められている。

人口減少と少子高齢化の進行

全国の人口は、平成 22 年ごろをピークにすでに減少局面にある。滋賀県全体では全国と比較して高齢化の進行は遅いが、将来的には地域により人口動向の状況は二極化する見込みである。一方で、急速な少子高齢化を背景とする社会保障費の増大、労働力人口の減少による経済規模の縮小、地域コミュニティの担い手不足や空家の増加など、社会生活における様々な影響が懸念されている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 7 年度の人口が 35,628 人（高齢化率 31.8%）と予想されていたが、令和 7 年度の人口が 36,835 人（高齢化率 30.8%）と推計よりは減少幅は抑えられている。しかしながら、令和 2 年度の国勢調査人口が 37,225 人（高齢化率 29.7%）であったのに対して 390 人減少し、また、高齢化率は増加している。今後ますます人口減少と少子高齢化の進行が懸念される。

自然災害の頻発化・激甚化

近年の災害は頻発化・激甚化しており、滋賀県でもこれまでに台風に伴う水害等の被害を受けている。自然災害から生命、身体および財産を守るための総合的な防災対策を充実させるとともに、人と人とのつながりや助け合いによる自助・共助・公助の連携が重要である。

本市においても、近年伊吹山の土砂災害等の被害を受けている。また、浸水については、姉川、天野川等の河川や琵琶湖が大雨により氾濫した場合の洪水浸水想定区域と、身近な水路の氾濫を考慮した地先の安全度マップが示され、日頃から災害への対策が求められている。

事業所等の国内回帰の動き

ロシアのウクライナ侵攻、米中対立等のリスクが高まり、為替相場の円安基調を背景に、日本企業の国内回帰が活発化している。一方で、全国的に産業用地の不足は、深刻化している状態にある。政府においては、産業用地の整備等は地域で大きな経済効果を生むため、今後 10 年間で工業用地面積を 1 万 ha 増加させる目標を設定している。

滋賀県は製造業の従業者割合が高く、製造品出荷額は増加傾向にある。製造品出荷額は高速道路沿道の特にインターチェンジやジャンクション等の交通結節点を有する場所において、高止まり傾向である。一方で、大規模立地に対応できる産業用地が提供できない状況にある。

本市においても、米原インターチェンジや米原ジャンクションを有しているが、大規模立地に対応できる産業用地がないため、産業用地の拡大が求められている。また、伊吹スマートインターチェンジの構想もあり、交通結節点としての産業拠点・流通拠点の整備が求められている。

脱炭素社会への対応

滋賀県は、環境先進県を標榜し SDG s 未来都市として持続可能な滋賀の実現に取り組んでいる。県民や事業者等様々な主体に取組の趣旨に賛同を得ながら、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境を守り、豪雨災害等に強い持続可能な社会を次世代に引き継ぐため、CO₂排出量実質ゼロを目指している。

本市においても、市域のCO₂排出量実質ゼロの実現に向けて、脱炭素地域づくりを推進している。環境負荷の少ない都市機能の集積、生物多様性の確保、適地における再生可能エネルギーの効率的な利用の促進が求められている。

第1章
はじめに

第2章
都市づくりの課題

第3章
都市づくりの目標

第4章
都市づくりの基本計画

第5章
地域別構想

用語集